

土佐清水市有償運送運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 土佐清水市有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、土佐清水市の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、福祉又は過疎地有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更更新を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員（以下、「委員」という。）は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 土佐清水市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省四国運輸局高知運輸支局
- (5) 高知県産業振興推進部交通運輸政策課、中山間地域対策課
- (6) 高知県中村警察署
- (7) 高知県幡多土木事務所
- (8) 学識経験者その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の議長となり会務を総括する。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 委員は、都合により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者をもって当該委員の出席とみなす。
- 6 協議会の議決の方法は、話し合いによる委員の総意をもって決するものとする。ただし、話し合いによりがたいときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意をもって責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 8 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 9 協議会の庶務は、土佐清水市企画財政課において処理する。
- 10 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を土佐清水市企画財政課に設置する。

(幹事会の設置)

- 第6条 協議会は、運送主体の申請内容その他の協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とすることができる。
 - 3 幹事会は、必要に応じ、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、初めて招集される協議会は、第5条第2項の規定にかかわらず、会長が選出されるまで、市長が協議会の議長となる。
- 3 この要綱が施行後、初めて委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

別表 1 (第 4 条関係)

No.	区分	委員
1	要綱第 3 条第 1 項第 1 号の委員	土佐清水市長
2	要綱第 3 条第 1 項第 2 号の委員	(有)足摺交通ハイヤー 代表取締役社長
3	要綱第 3 条第 1 項第 2 号の委員	竜串見残観光ハイヤー(有) 代表取締役
4	要綱第 3 条第 1 項第 2 号の委員	高知西南交通 (株) 代表取締役社長
5	要綱第 3 条第 1 項第 3 号の委員	土佐清水市連合区長会 会長
6	要綱第 3 条第 1 項第 4 号の委員	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官
7	要綱第 3 条第 1 項第 5 号の委員	高知県産業振興推進部交通運輸政策課 課長
8	要綱第 3 条第 1 項第 5 号の委員	高知県産業振興推進部中山間地域対策課 課長
9	要綱第 3 条第 1 項第 6 号の委員	高知県中村警察署 署長
10	要綱第 3 条第 1 項第 7 号の委員	高知県幡多土木事務所土佐清水事務所 所長
11	要綱第 3 条第 1 項第 8 号の委員	土佐清水市観光協会 会長
12	要綱第 3 条第 1 項第 8 号の委員	土佐清水商工会議所 会頭
13	要綱第 3 条第 1 項第 8 号の委員	土佐清水市企画財政課 課長
14	要綱第 3 条第 1 項第 8 号の委員	土佐清水市まちづくり対策課 課長
15	要綱第 3 条第 1 項第 8 号の委員	土佐清水市学校教育課 課長
16	要綱第 3 条第 1 項第 8 号の委員	高知県産業振興推進部地域づくり支援課 地域支援企画員